

「経営力向上計画」活用セミナー

～計画認定で税制措置、金融支援、法的支援が優遇！～

令和3年3月30日



独立行政法人中小企業基盤整備機構

中小企業支援アドバイザー

原田 英明

セミナー講師紹介

独立行政法人中小企業基盤整備機構

中小企業支援アドバイザー 原田 英明



講師略歴

大学卒業後、大手電機メーカー系列の広告会社に入社。同社の電機製品を幅広く、販売促進などのマーケティング支援業務に係わる中で、PHS、携帯電話、ETC、カーナビゲーションなど通信分野の機器も担当。

中小企業診断士を取得後に開業し、中小企業の経営革新を支援するコンサルティング業務を主に従事。また（独）中小企業基盤整備機構ほか公的機関の中小企業支援業務にもこれまで多数携わる。経営力向上計画も複数支援。

日刊工業新聞で中小企業向けコラム「本日東奔西走 中小企業診断士からの応援歌」も共同執筆中。

本日のセミナーの内容

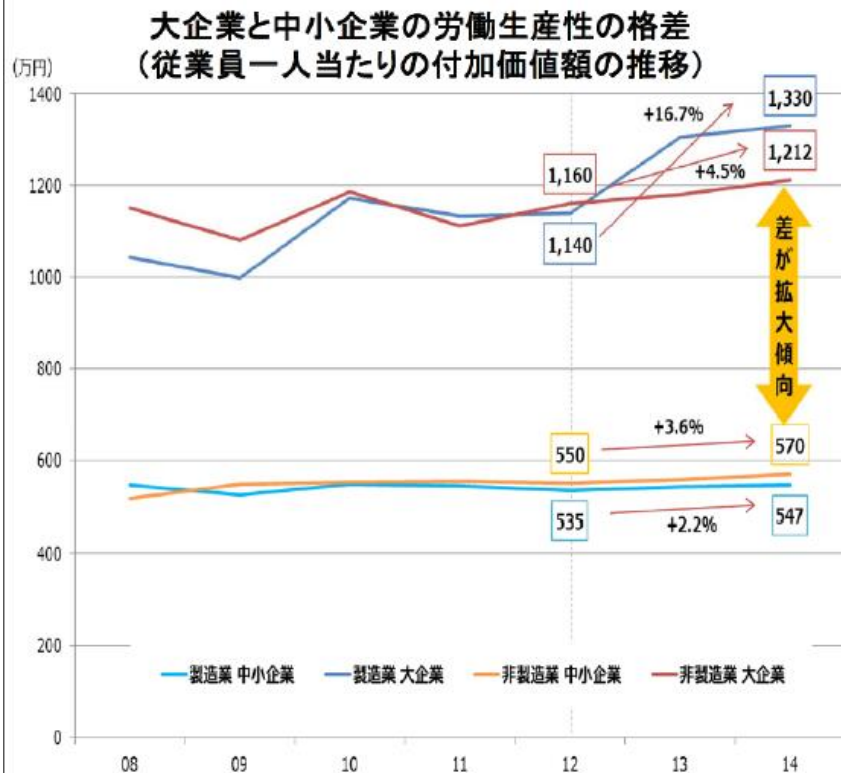
1. 経営力向上計画の概要
2. 認定事業者数と利用評価
3. 経営力向上計画の支援措置
4. 電気通信分野における経営力向上計画
5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）
6. その他

1. 経営力向上計画の概要

- ・ 中小企業経営強化法制定の背景
- ・ 中小企業経営強化法の目的
- ・ 中小企業経営力強化法のスキーム
- ・ 経営力向上計画とは
- ・ 申請から実行までの手順
- ・ 認定可能な中小企業等

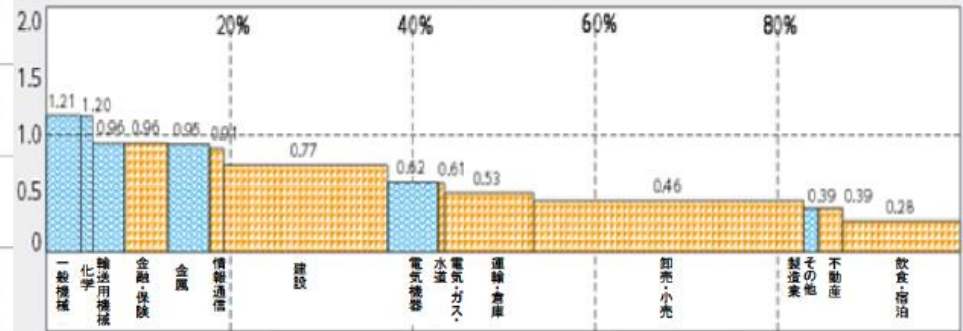
1. 経営力向上計画の概要（中小企業経営強化法制定時の背景）

- 人口減少・少子高齢化による労働力人口の減少、国際競争の激化等、中小企業・小規模事業者、中堅企業を取り巻く事業環境は厳しい状況でした。
- 中小企業・小規模事業者、中堅企業等の生産性向上を支援することにより、将来の成長・発展のための経営強化（「稼ぐ力」の強化）を図ることが必要でした。



(出典)財務省 法人企業統計年報

日本の産業別の労働生産性
(米国=1)
2000~2006年平均



(出典)GGDC(Groningen Growth and Development Center)より
厚生労働省労働政策担当参事官室作成

1. 経営力向上計画の概要（中小企業経営強化法制定の目的）

①生産性向上の必要性

少子高齢化、人手不足等の状況において、効果的に付加価値を生み出せるよう、製造業はもとより、相対的により生産性の低い非製造業における生産性の向上が必要です。

③業種別の経営課題への対応

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題や生産性向上のための取組方法は事業分野や規模ごとに異なります。そのため、同業者等のベストプラティクスをもとに、自社において対策が講じられるように、取組をわかりやすく提供することが必要です。

中小企業等経営強化法(平成28年7月施行)

- ・ 政府が生産性向上に役立つ取組をわかりやすく中小企業・小規模事業者等に提供します
- ・ 生産性を向上をさせる取組を計画した中小企業・小規模事業者等を積極的に支援します

②業種横断的な経営課題への対応

事業活動に有用な会計管理の徹底、財務内容の分析、ITの導入等、経営資源を十分活用するための取り組みをさらに普及させることが重要です。そのためには、支援機関の伴走型の支援によるきめ細かな経営課題の解決が必要です。

④中堅企業の重要性

中堅企業は、地域の中小企業との取引のハブとなるなど、地域経済を牽引する存在です。中堅企業の生産性向上を一体的に支援することで、地位系経済への大きな波及効果が期待できます。

1. 経営力向上計画の概要（中小企業経営強化法のスキーム）

（1）政府による事業分野の特性に応じた指針の策定

国は基本方針に基づき、事業分野ごとに生産性向上（「経営力向上」）の方法等を示した事業分野別の指針を策定します。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴きつつ、経営力向上に係る優良事例を事業分野別指針に反映しています。

（2）中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援

中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

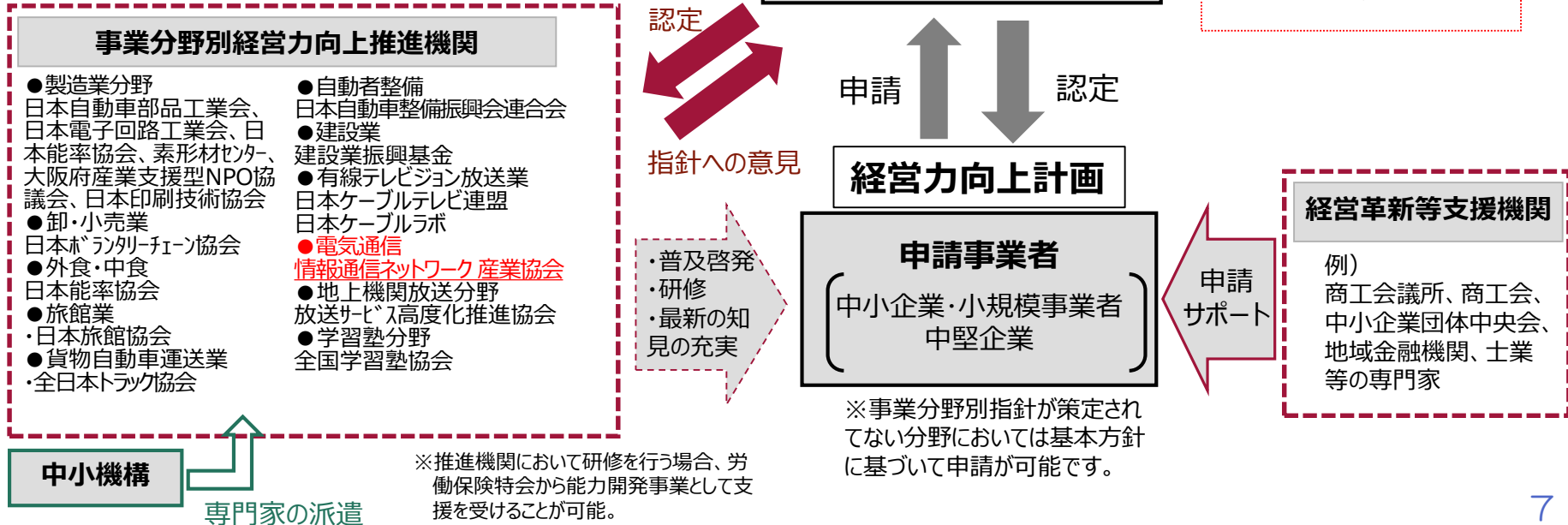
【事業分野別指針（21）が設定されている事業分野】

1.製造業 2.卸・小売業 3.外食・中食 4.旅館業 5.医療 6.保育
7.介護 8.障害福祉 9.貨物自動車運送業 10.船舶産業 11.
自動車整備 12.建設業 13.有線テレビジョン放送業 14.電気
通信業 15.不動産業 16.地上基幹放送分野 17.石油卸売
業・燃料小売業 18.旅客自動車運送事業 19.職業紹介事業・
労働者派遣事業分野 20.学習塾業分野 21.農業分野

**主務大臣
（事業所管大臣）**
電気通信業
総務省：各地方の総合通信局

【支援措置】

- 税制の支援措置
- 金融支援の措置
- 法的支援
- 補助金の加算措置



1. 経営力向上計画の概要（経営力向上計画とは）

事業者の経営環境、経営資源

経営力向上計画

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画です。

●記載内容

- ①企業の概要
- ②現状認識
- ③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標
- ④経営力向上の内容
- ⑤事業承継等の時期及び内容（事業承継等を行う場合に限ります。）

●申請書書式

- ・3枚（表紙は除く）

事業分野別指針

1. 経営力向上計画の概要（経営力向上計画とは）

経営力向上計画を簡単に説明すると、
生産性向上につながる下記の取組を行う計画です

$$\text{生産性向上} = \frac{\text{付加価値の向上、
革新ビジネスの創出}}{\text{効率の向上}}$$

- 付加価値の向上、革新ビジネスの創出 = 提供価値の拡大（売上向上等）
- 効率の向上 = 時間や工程の短縮（コスト削減等）

※平成30年度からM&Aによる生産性向上も対象です

1. 経営力向上計画の概要（申請から実行までの手順）

1. 制度の利用を検討/事前確認・準備

税制措置を受けたい場合

- 適用対象者の要件（資本金1億円以下等）や手続き等の確認
- 設備投資で税制措置を受けるには、計画申請時に工業会証明書や経済局確認書等が必要
- 不動産に関わる登録免許税・不動産取得税の軽減については、軽減対象となる事業承継の条件や手続きの確認が必要

金融支援を受けたい場合

- 適用対象者の要件や手続き等の確認
- 金融支援を受けるには、計画申請前に関係機関への相談が必要

法的支援を受けたい場合

- 承継が認められる許認可の種類その他の特例の条件や必要な手続きの確認
- 許認可承継の特例を受ける場合、認定までに相当程度の長い期間を要する場合があります、所管行政庁へ事前相談も必要



1. 経営力向上計画の概要（申請から実行までの手順）

2. 経営力向上計画の策定

- ①「日本標準産業分類」で、申請を検討している該当事業の分野を確認
- ②事業分野に対応する事業分野別指針を確認
- ③事業分野別指針（分野別指針が無い場合は基本方針）踏まえて経営力向上計画を策定



3. 経営力向上計画の申請・認定

- ①各事業分野の主務大臣（電気通信事業は総務大臣）に計画申請書（必要書類を添付）を提出（不動産取得税の軽減措置を受ける場合は都道府県経由での提出）
- ②認定を受けた場合、主務大臣から計画認定書と計画申請書の写しが交付（申請から認定まで約30日が必要、複数省庁にまたがる場合は約45日。一方、不動産取得税の軽減措置または許認可承継の特例を利用する場合は、上記日数に加えて関係行政機関における評価・判断の日数が必要）



4. 経営力向上計画の開始、取組の実行

- ・ 税制措置・金融支援・法的支援を受け、経営力向上のための取組を実行

1. 経営力向上計画の概要（認定可能な中小企業者等）

●中小企業者等の範囲

- ・認定を受けられる「中小企業者等」の規模（中小企業等経営強化法第2条第2項）

		・会社または個人事業主 ・医業、歯科医業を主たる事業とする法人 (医療法人等)	・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人
資本金	右欄の上下ど ちらかで判断	10億円以下	
従業員数		2000人以下	2000人以下

注意：当計画の認定と税制の支援措置、金融支援、法的支援それぞれで対象になる企業の規模（資本金、従業員数等）の要件が異なる。

「中小企業者等」に該当する法人等の形態について

- ①個人事業主
- ②会社（会社法上の会社（有限会社を含む）及び士業法人）
- ③企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合
- ⑤一般社団法人
- ⑥医業を主たる事業とする法人
- ⑦歯科医業を主たる事業とする法人
- ⑧社会福祉法人
- ⑨特定非営利活動法人

※①、②、⑥～⑨については、資本金額10億円以下または常時使用する従業員数が2000人以下である必要がある。④、⑤については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。

※個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人（②～⑨）の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

2.認定事業者数と利用評価

- ・ 認定業者数
- ・ 認定事業者の利用評価

2. 認定事業者数と利用評価（認定事業者数）

○平成28年7月1日に施行後、令和2年12月31日現在で115,369件を認定（経済産業省:55,261件、国土交通省:33,701件、農林水産省：11,151件、厚生労働省：8,375件、国税庁：1,629件等）

※出所：中小企業庁HP

<認定事業者の内訳（115,369件）>

（業種別）

- 製造業：44,123件
- 卸・小売業：9,970件
- 建設業：27,963件
- サービス業(他に分類されないもの)：4,713件
- 医療, 福祉業：6,203件
- 電気・ガス・熱供給・水道業：3,868件
- 情報通信業：1,734件
- 学術研究, 専門・技術サービス業：4,299件
- 生活関連サービス業, 娯楽業：2,456件
- 宿泊業, 飲食サービス業：2,401件
- 不動産業, 物品賃貸業：1,428件
- 農業・林業：3,542件
- 運輸業, 郵便業：1,463件
- 鉱業, 採石業, 砂利採取業：513件
- 教育, 学習支援業：449件
- 漁業：208件
- 金融業, 保険業：25件
- 複合サービス事業：10件
- 分類不能の産業：1件

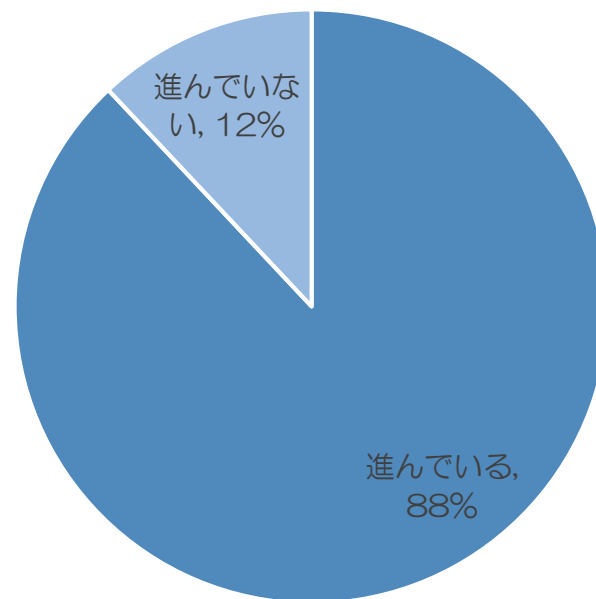
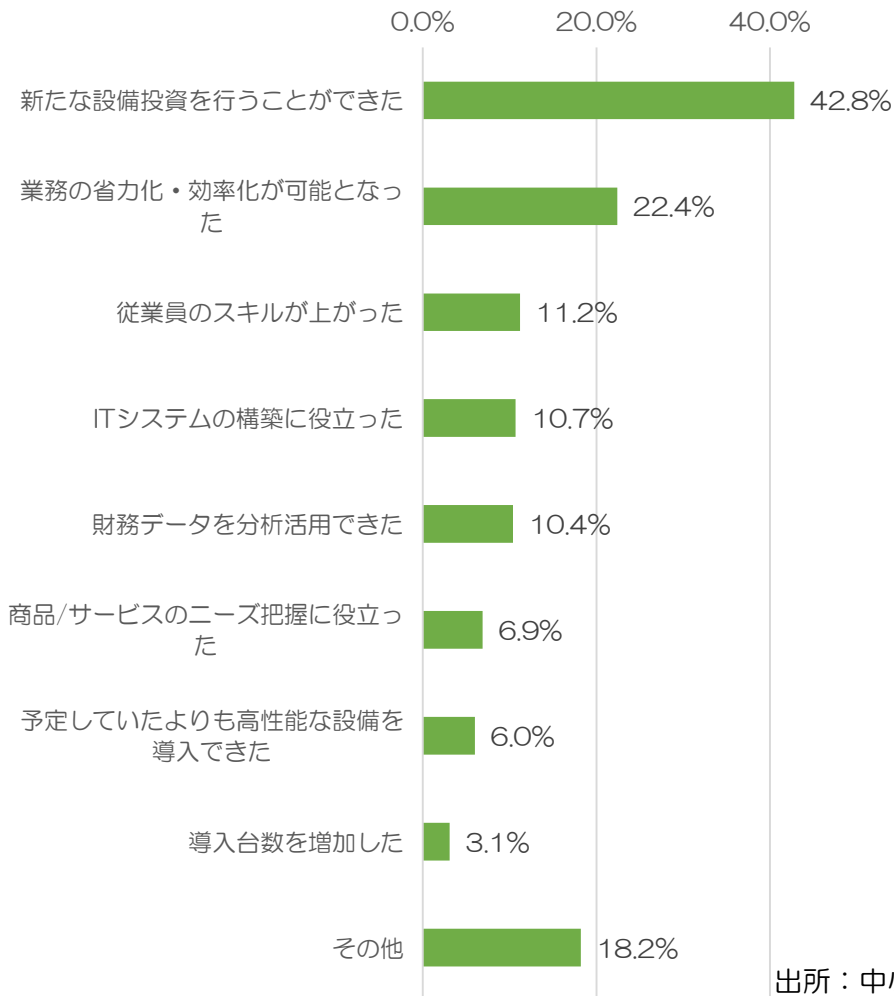
（地域別）

- 北海道：5,530件
- 東北：6,986件
-青森:1,014件 -岩手:894件 -宮城:1,258件 -秋田:883件 -山形:1,437件 -福島:1,437件
- 関東：38,064件
-茨城:2,224件 -栃木:1,586件 -群馬:2,214件 -埼玉:3,800件 -千葉:2,783件 -東京:10,125件
-神奈川:4,332件 -新潟:2,554件 -山梨:796件 -長野:3,033件 -静岡4,617件
- 中部：16,218件
-富山:1,528件 -石川:1,573件 -岐阜:2,697件 -愛知:8,504件 -三重:1,916件
- 近畿：23,878件
-福井:1,381件 -滋賀:1,598件 -京都:2,715件 -大阪:9,973件 -兵庫:6,045件
-奈良:1,125件 -和歌山:1,041件
- 中国：7,810件
-鳥取:831件 -島根:557件 -岡山:2,182件 -広島:3,037件 -山口:1,203件
- 四国：4,816件
-徳島:1,059件 -香川:1,328件 -愛媛:1,629件 -高知800件
- 九州・沖縄：12,067件
-福岡:3,930件 -佐賀:796件 -長崎:1,300件 -熊本:1,997件 -大分1,080件
-宮崎:941件 -鹿児島:1,202件 -沖縄:821件

2. 認定事業者数と利用評価（認定事業者の利用評価）

質問：経営力向上計画認定はどのように役立ちましたか？（※固定資産税軽減の支援措置利用をした事業者は除く）

質問：経営力向上計画認定後、事業は順調にすすんでいますか？



N=6570

出所：中小企業庁(2017年)

3. 経営力向上計画の支援措置

- ・ 中小企業等経営強化法に基づく支援措置
- ・ 税制措置
- ・ 金融支援
- ・ 法的支援

3. 経営力向上計画の支援措置（中小企業等経営強化法に基づく支援措置）

経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援、法的支援）を、受けることができます

○税制措置

認定計画に基づき取得した一定の設備や不動産について、法人税や不動産取得税等の特例措置を受けることができます。

○金融支援

政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

○法的支援(M&A等)

業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置を受けることができます。

3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

中小企業経営強化税制

■制度の概要

青色申告書を提出する中小企業者等が指定期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除の選択適用が可能です。

（注1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の控除額の合計で、その事業年度の法人税額または所得税額の20%までが上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことが可能です

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額をよく事業年度に繰り越すことが可能です。

中小企業者等とは？

	資本金（出資金） を有する法人	資本金（出資金） を有しない法人	個人	協同組合等 中小企業等経営強化法 第2条第2項に規定す る「中小企業者等」に 該当する者に限る
資本金	1億円以下			
常時使用する従業員数		1000人以下	1000人以下	

ただし次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません

- (1) 同一の大規模法人（注）から2分の1以上の出資を受ける法人
- (2) 2以上の大規模法人（注）から3分の2以上の出資を受ける法人
- (3) 前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人

（注）大規模法人とは、資本金若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業等経営強化法に規定する認定事業再編投資組合を経由して間接的に保有している部分のみ）及び中小企業投資育成株式会社を除きます。

3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

中小企業経営強化税制

指定期間とは？

2023年（令和5年）3月31日まで延長

指定事業とは？

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、卸売業、小売業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、料理店業その他の飲食店業（一定の類型を除き（注4参照）、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類する事業を除きます。）、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、**情報通信業**、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、不動産業、物品賃貸業、広告業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、医療、福祉業、社会保険・社会福祉・介護事業、教育、学習支援業、映画業、協同組合（他に分類されないもの）、他に分類されないサービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業）

- （注1）中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制のそれぞれの対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。
- （注2）電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。
- （注3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。
- （注4）風俗営業に該当するものは、①料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業で生活衛生同業組合の組合員が営むもの、②宿泊業のうち旅館業、ホテル業で風俗営業の許可を受けているもの、以外は指定事業から除かれます。

3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

中小企業経営強化税制

一定の設備とは？

類型	A類型：生産性向上設備	B類型：収益力強化設備	C類型：デジタル化設備
要件	生産性が旧モデル平均1%以上向上する設備	投資利益率が年平均5%の投資計画に係わる設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	対象設備に関しては、各類型の設備を参照		
その他の要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品、本店、寄宿舍などに係わる建物附属設備、福利厚生施設に係わるものは該当しない） （※）/国内への投資であること/中古資産・貸付資産で無いこと等		

※ 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものは、本税制措置の対象となる場合があります。こちらの 質疑応答事例（国税庁）に記載されています。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

中小企業経営強化税制

生産性向上設備（A類型）

下表の対象設備のうち、以下の二つの要件を満たすもの

- ①一定期間内に販売されたモデル
- ②経営力の向上に資するものの指標（生産性効率、エネルギー効率、精度）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備（※）

※ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

要件①②については工業会等から証明書を取得する必要があります

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台又は1基の取得価額)	販売開始時期
機械装置（※1,5）	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工程	30万円以上	5年以内
器具備品（※2,6）	全て	30万円以上	6年以内
建物付属設備（※3,5,6）	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウェア（※4,6）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 発電の用に供する設備にあって、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等。以下同じ）を除く。

※2 電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作するものを除く。医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作するものを除く。

※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得等をするものを除く。

※4 複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。

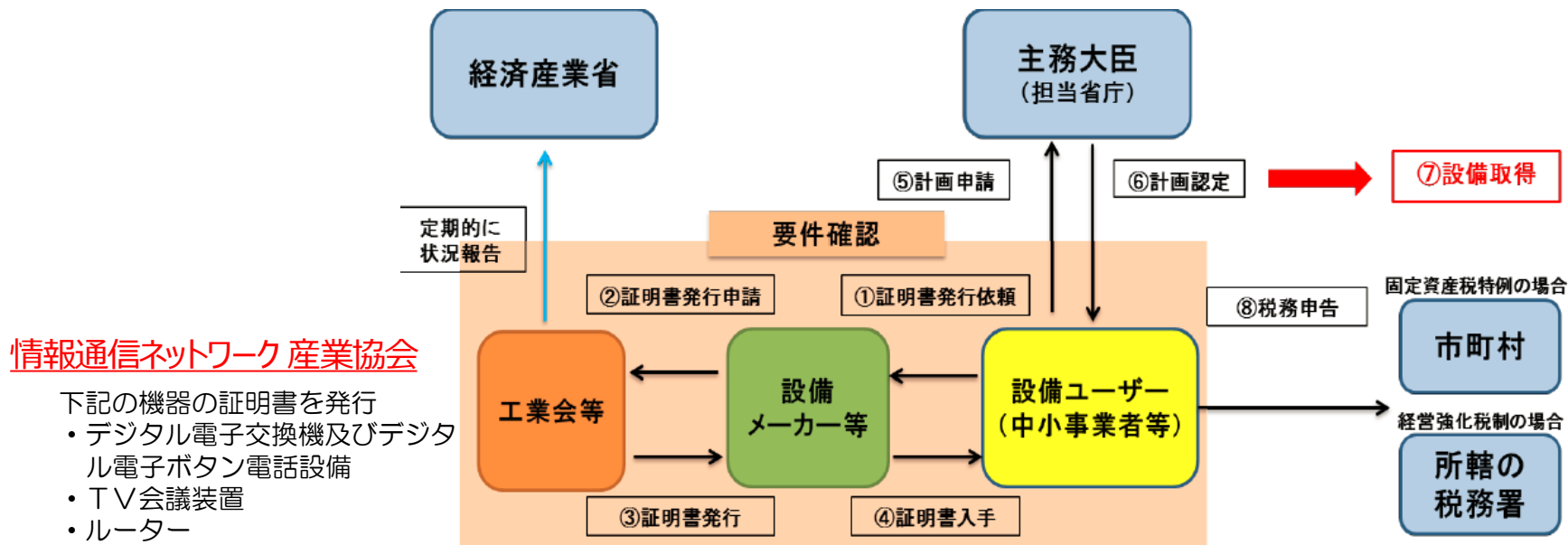
※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P.19を確認してください。

※6 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。

3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

中小企業経営強化税制

● 「中小企業経営強化税制A類型」利用の手続きの流れ



■ 申請者（設備ユーザー）の適用手続き概要

- ・ 工業会等の証明書の発行を導入する当該設備を生産した機器メーカー等に依頼します。
- ・ 計画申請書や工業会等から送付された証明書の写しなど必要書類を添付して、主務大臣に経営力向上計画を申請します。
- ・ 計画認定後に設備を取得し、税務申告時に必要書類を所轄の税務署に提出し、税務上の優遇装置を受けます。

3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

中小企業経営強化税制

収益力向上設備（B類型）

下表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの
年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要な設備
上記の要件について、経済産業局から確認書を取得する必要があります。

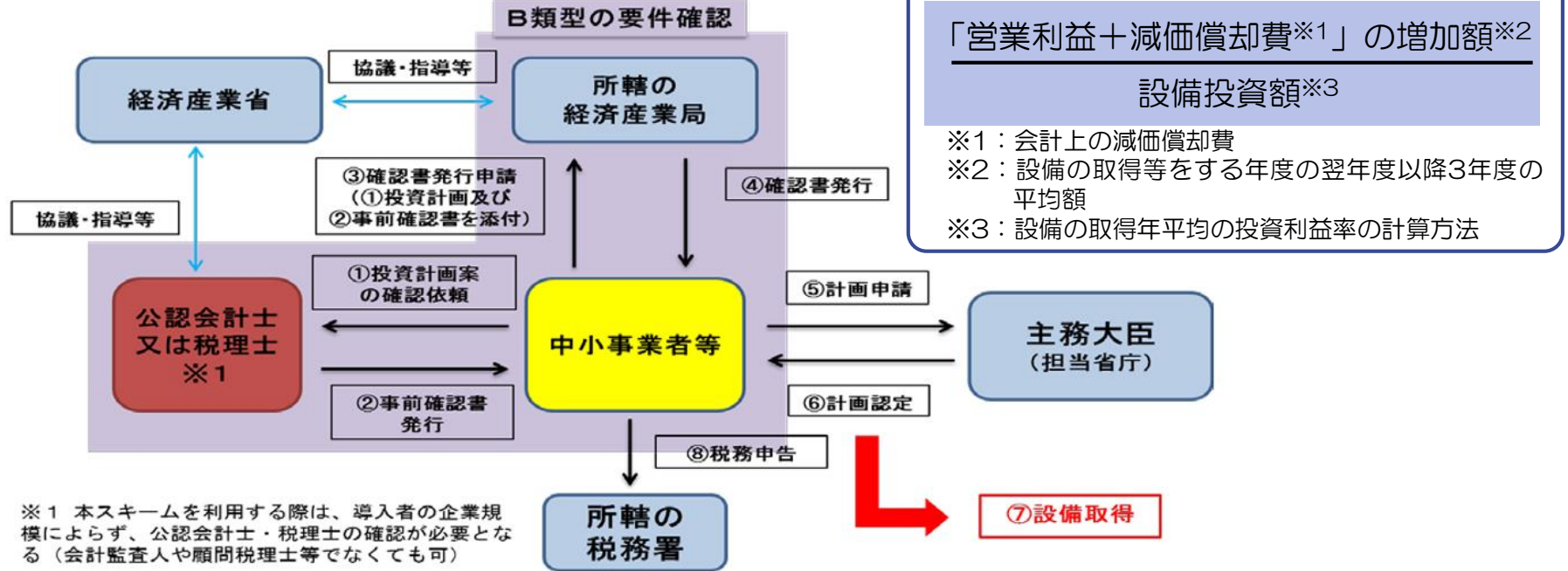
設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台又は1基の取得価額)
機械装置（※1,5）	全て	160万円以上
工具		30万円以上
器具備品（※2,6）		30万円以上
建物付属設備（※3,5,6）		60万円以上
ソフトウェア（※4,6）		70万円以上

- ※1 発電の用に供する設備にあって、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等。以下同じ）を除く。
- ※2 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
- ※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得等をするものを除く。
- ※4 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。
- ※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。
- ※6 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。

3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

中小企業経営強化税制

● 「経営強化税制B類型」利用の手続きの流れ



■申請者の適用手続き概要

- 投資計画案などを記載した申請書に必要書類（当該申請書の裏づけ資料等）を添付し、公認会計士または税理士の事前確認を受け事前確認書を発行してもらいます。
- 本社所在地等を管轄する経済産業局に事前連絡の上、申請書や上記の事前確認書などの書類を持参して説明します。適切な投資計画であると経済産業局が判断した場合、確認書が概ね1ヶ月以内に申請者へ発行されます。
- 計画申請書や上記確認書など必要書類を揃えて、主務大臣に経営力向上計画を申請します。
- 計画認定後に設備を取得し、税務申告時に必要書類を提出して税法上の他の要件を満たせば、優遇措置を受けられます。
- 設備の取得等する年度の翌年度以降3年間について、当該投資計画に関する実施状況報告を、設備の取得等を行った事業年度の翌事業年度終了後4ヶ月以内に経済産業局へ提出します。

3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

中小企業経営強化税制

デジタル化設備（C類型）

下表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

事業プロセス①遠隔操作②可視化③自動制御化のいずれかを可能にする設備として、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

上記の要件について、経済産業局から確認書を取得する必要があります。

設備の種類	用途又は細目	最低価額 (1台又は1基の取得価額)
機械装置（※1,5）	全て	160万円以上
工具		30万円以上
器具備品（※2,6）		30万円以上
建物付属設備（※3,5,6）		60万円以上
ソフトウェア（※4,6）		70万円以上

- ※1 発電の用に供する設備にあって、主として電気の販売を行うために取得等をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等。以下同じ）を除く。
- ※2 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
- ※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得等をするものを除く。
- ※4 複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く（中促と同様）。
- ※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用するには、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P.19を確認してください。
- ※6 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。

3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

中小企業経営強化税制

デジタル化設備（C類型）

各事業プロセスの内容について

①遠隔操作	1) デジタル技術を用いて、遠隔操作をすること 2) 以下のいずれかを目的とすること A) 事業を非対面で行うことができるようにすること B) 事業に従事する者が、通常行っている業務を、通常出勤している以外の場所で行うことができるようにすること
②可視化	1) データの集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと 2) 1) のデータが、現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること 3) 1) により事業プロセスに関する最新の状況を把握し経営資源等の最適化※を行うことができるようにすること
③自動制御化	1) デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようにすること 2) 1) の指令が、現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化するためのものであること

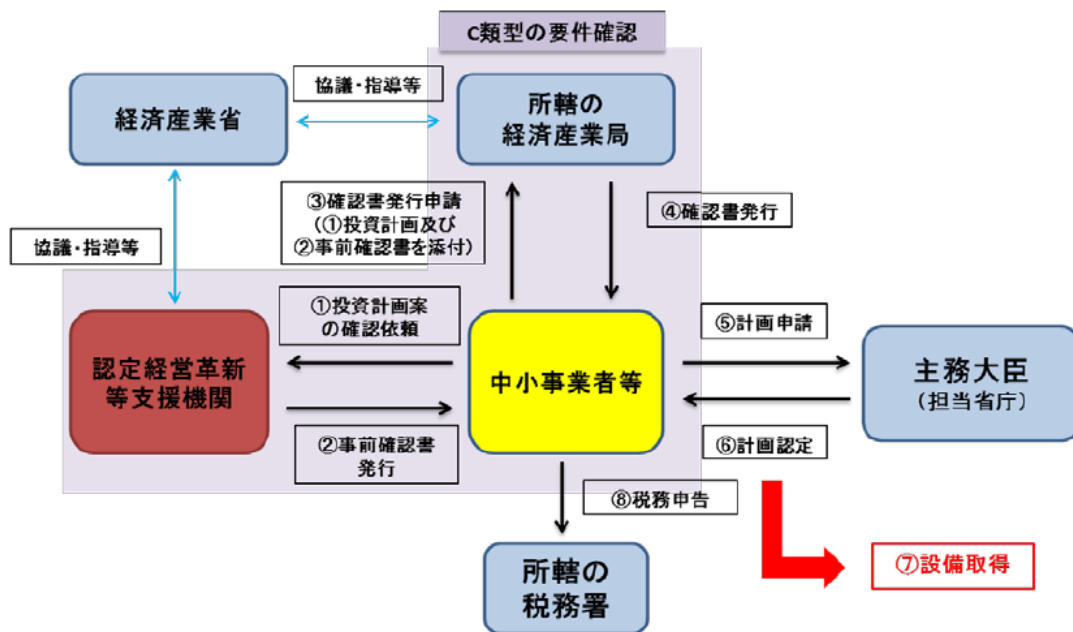
※「経営資源の最適化」とは、「設備、技術、個人の有する知識及び技能等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」といいます。

3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

中小企業経営強化税制

● 「デジタル化設備C類型」利用の手続きの流れ

（手続きスキーム図）



■ 申請者の適用手続き概要

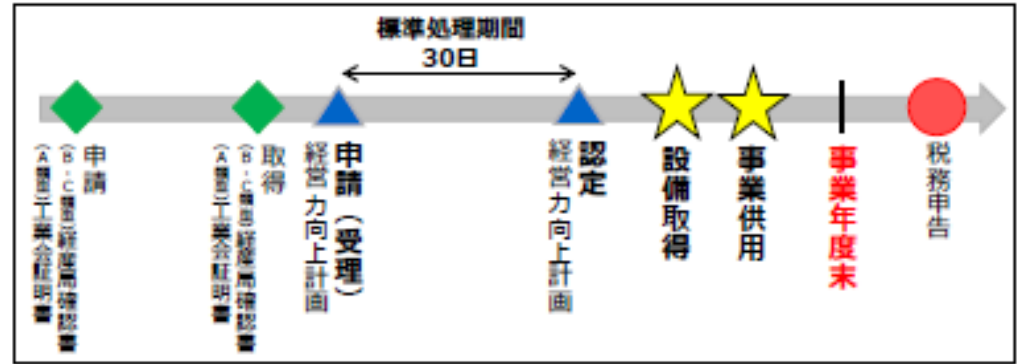
- ① 必要事項を記載した確認申請書や申請書の裏付けとなる必要添付資料を作成し、認定経営革新等支援機関の事前確認を受けて事前確認書を発行してもらいます。
- ② 本社所在地を管轄する経済産業局に事前連絡の上、確認申請書、必要添付資料、事前確認書を郵送します。
- ③ 郵送書類等をもとに適切なC類型の投資計画であると経済産業局から判断した場合、書類の郵送到達日（受理日）から概ね1ヶ月以内に確認書が発行され、確認申請書、必要添付資料とあわせて返送されます。
- ④ 経営力向上計画の申請書に経済産業局の確認を受けた設備を記載し、計画申請書と③で経済産業局から返送された確認書、確認申請書を添付して、主務大臣に計画を申請し経営力向上計画の認定を受けます。
- ⑤ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した設備等は、税法上の要件も満たしていれば、税務申告で税制上の優遇を受けることができます。

3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

中小企業経営強化税制

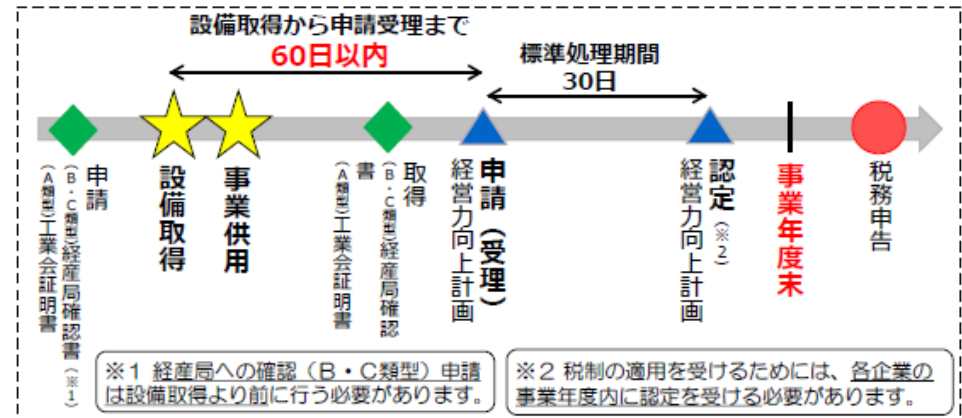
●設備の取得時期について

経営力向上設備等については、経営力向上計画の認定後の取得が原則です。



【例外】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合

- 設備取得後に経営力向上計画を申請する場合は、設備取得日から**60日以内**に経営力向上計画が受理される必要があります。
- 税制の適用を受けるには、遅くとも**当該設備を取得し事業の用に供した年度**（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります（当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることができません）。
- 経済産業局へのB・C類型の確認申請は**設備取得前**に行う必要があります。



3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

事業承継等に係わる登録免許税・不動産取得税の特例

他者から事業を承継するために土地・建物を取得する場合、経営力向上計画の認定により登録免許税・不動産取得税の軽減措置が可能になります。

(1) 制度の概要

①中小企業者等が、②適用期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、③合併、会社分割または事業譲渡を通じて、他の中小企業者等から不動産を含む事業用資産等を取得する場合、不動産の権利移転について生じる④登録免許税、不動産取得税の軽減を受けることができます。

①中小企業者等とは

	資本金（出資金） を有する法人	資本金（出資金） を有しない法人	個人	協同組合等 中小企業等経営強化法 第2条第2項に規定す る「中小企業者等」に 該当する者に限る
資本金	1億円以下			
常時使用する従業員数		1000人以下	1000人以下	

ただし次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません

①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人または資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人

②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

※以上の「中小企業者等」の条件を満たせば、登録免許税・不動産取得税いずれの軽減措置も利用可能の対象になります。上記の「中小企業者等」の条件を満たさない場合でも、中小企業経営強化法上の「中小企業者等」も該当する者は、登録免許税の軽減措置のみ利用することができます。

②適用期間とは

2022年（令和4年）3月31日まで

3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

事業承継等に係わる登録免許税・不動産取得税の特例

③合併、会社分割または事業譲渡（対象となる行為類型）

(i)合併、(ii)会社分割または(iii)事業譲渡により、他の中小企業者等から土地・建物を含む事業上の権利義務を取得する行為であって、事業の承継を伴うもの

※「事業の承継を伴う」取組であることが必要

- ①同一の者に支配された法人間での事業の移転等、実質的に事業の承継といえないものは対象外です。具体的には、承継される企業と承継する企業を直接または間接に支配している者が、同一の者である場合には、「事業の承継を伴う」ものとはいえず対象外です
- ②事業を承継させる側の経営者と事業を承継する側の経営者が親族関係にない場合であれば、認定対象となり得ます。双方の経営者が親族関係にある場合には、別途申請書の提出先または中小企業庁事業環境部財務課での確認が必要です。

④登録免許税、不動産取得税の軽減（軽減措置の内容）

<登録免許税>

登記の種類		通常税率	計画認定時の税率
不動産所有権の 移転登記	事業に必要な資産の譲受けによる移転登記	2.0（※）	1.6%
	合併による移転登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%

※令和3年3月31日まで、土地を場合した場合の登録免許税は、一般的に1.5%に軽減されている。

<不動産取得税（事業譲渡の場合のみ（※1）>

取得する不動産の種類	税額	計画認定時の特例
土地・住宅	不動産の価格×3.0%	不動産の価格の1/6相当額 を課税標準から控除
住宅以外の家屋	不動産の価格×4.0%（※2）	

※1:合併や一定の会社分割の場合は非課税

※2:事務所や宿舍等の一定の不動産を除く

3. 経営力向上計画の支援措置（税制措置）

事業承継等に係わる登録免許税・不動産取得税の特例

(2) 適用手続き

①計画認定申請

合併、会社分割または事業譲渡を行って土地・建物を取得することを含む経営力向上計画を策定し認定を受けます。

- 登録免許税の軽減措置の場合は、適用証明申請書を計画認定の省庁に2部提出し、軽減措置対象であることを示す適用証明書を受け取ります。
- 不動産取得税の軽減措置の場合は、申請書提出先は当該措置に関わる土地・建物が所在する都道府県です（※提出先となる省庁に事前相談要）。

②合併等の実行、土地・建物の権利移転登記手続き

認定計画通りに合併、会社分割または事業譲渡の実行後、土地・建物の権利移転に関わる移転登記手続きを法務局に申請します。

③登録免許税の軽減措置を受ける

登録免許税の軽減措置を受けるには、②の手続き申請の際に、①で入手した適用証明書を添付して申請します。

（軽減措置を受けるには、計画認定日から1年以内に移転登記手続きの完了が必要）

④不動産取得税の申告・納税

不動産取得税の軽減措置を受けるには、不動産取得に関わる申告の際に、認定書の写しを添付して申告します。その後、都道府県から送付される納税通知書の金額を納付します。

3. 経営力向上計画の支援措置（金融支援）

認定された事業者は政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する通常とは別枠での信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援などを受けることができます。

●各種金融支援

- ① 日本政策金融公庫による低利融資
- ② 中小企業信用保険法の特例
- ③ 中小企業投資育成株式会社法の特例
- ④ 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット
- ⑤ 日本政策金融公庫によるクロスボーダーローン
- ⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証
- ⑦ （公財）食品流通構造改善促進機構による債務保証

●適用手続き

各種金融支援の活用には、経営力向上計画の提出前に関係機関との相談が必要です。

※注意事項

金融機関および信用保証協会の融資・保証の審査は、担当省庁による経営力向上計画の認定審査とは別に行うため、認定を取得しても融資・保証を受けられない場合があります。

3. 経営力向上計画の支援措置（金融支援）

●金融支援別の適用対象者 **金融支援毎に活用できる支援措置が企業規模で異なります。**

定 義	中小企業者等（中小企業等経営強化法第2条第2項）	
	ア. 中堅企業・その他政令で定める法人（※1）（イ）に該当する者を除く 資本金10億円以下の会社または従業員2000人以下の会社および個人	イ. 中小企業者（※2） （※2）中小企業者の定義の通り
①日本政策金融公庫による低利融資 ②中小企業信用保険の特例 ③中小企業投資育成株式会社法の特例 ④日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット ⑤日本政策金融公庫によるクロスボーダーローン	×	○
⑥中小企業基盤整備機構による債務保証	○	×
⑦食品流通構造改善促進機構による債務保証（食品製造業者等のみ対象）	○	○

※1：その他政令で定める法人の定義

中小企業者以外に医療・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人についても、資本金もしくは出資の総額が10億円以下または従業員数2000人以下（資本・出資を有しない場合）の要件を満たす場合は、中小企業者等の範囲に含まれる

※2：【中小企業者の定義】

		製造業その他	卸売業	小売業	サービス業	政令指定業種 ※左記の業種のうち特別に政令で定める基準で定めている業種		
						ゴム製品製造業	ソフトウェア業または情報処理サービス業	旅館業
資本金	右欄の上 下どちら かで判断	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下	3億円以下	3億円以下	5千万円以下
従業員数		300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	900人以下	300人以下	200人以下

3. 経営力向上計画の支援措置（金融支援）

① 日本政策金融公庫による低利融資 中小企業者向け

設備投資に必要な資金について、低利融資を受ける事ができます。

貸付金利	設備資金は特別利率で金利の優遇等（運転資金は基準利率）
貸付限度額	(中小企業事業) 7億2000万円（うち運転資金2億5000万円） (国民生活事業) 7200万円（うち運転資金4800万円）
貸付期間	設備資金20年以内、長期運転資金7年以内（据置期間2年以内）

※沖縄県の事業者は、沖縄振興開発金融公庫の低利融資の利用が可能

② 中小企業信用保険法の特例 中小企業者向け

経営力向上計画の実行（※）にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

※新商品・新サービスなど「自社にとって新しい取組」（新事業活動）及びM&A等による事業承継に限りです

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8000万円	8000万円
特別小口保険	2000万円	2000万円
新事業開拓保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	
海外投資関係保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	

※経営力向上計画において、一定の財務要件を満たすことの認定を受けた企業であって、事業承継等に必要資金に係る信用保証の申込みにおいて、保証申込直前の事業年度決算においても一定の財務要件等を満たす場合には経営者保証は不要

3. 経営力向上計画の支援措置（金融支援）

③ 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者向け

通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円超える株式会社（中小企業者）も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

④ 日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット

中小企業者向け

認定を受けた中小企業者（国内親会社）の海外支店または海外子会社が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫による債務の保証を受けることができます。

⑤ 日本政策金融公庫によるクロスボーダーローン

中小企業者向け

認定を受けた中小企業者（国内親会社）の海外子会社は、経営力向上計画等の実施に必要な設備資金及び運転資金について直接融資を受けることができます。

⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラス向け

資本金10億円以下または従業員数2千人以下の中堅企業等（※）が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、最大50億円に借入に対応）の債務保証を受けられます。

⑦ （公財）食品流通構造改善促進機構による債務保証

中小企業者向け

中堅クラス向け

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会を使えない場合や巨額の資金調達が必要となる場合に、食品流通構造改善促進機構による債務の保証を受けられます。

3. 経営力向上計画の具体的な支援措置（法的支援）

（1）各種法的支援の概要

実施する事業承継等の内容と、利用可能な支援措置の関係は表のようになります。

実施する「事業承継等」の内容	合併／会社分割	事業譲渡	組合の設立
①許認可の特例	○	○	—
②組合発起人数の特例	—	—	○
③事業譲渡の際の免責的債務の特例	—	○	—

①許認可承継の特例

事業承継等を行うことを記載内容に含む経営力向上計画の認定を受けた上で、以下いずれかの許認可事業を承継する場合に、当該許認可をそのまま引き継ぐことができます。

旅館業/建設業/火薬類製造業・火薬類販売業/一般旅客自動車運送業/一般貨物自動車運送業/一般ガス導管事業

②組合発起人数の特例

組合の組成を記載内容に含む経営力向上計画の認定を受けた上で、事業協同組合、企業組合または協業組合を設立する場合に、最低4人必要とされている発起人が3人でも可となります。

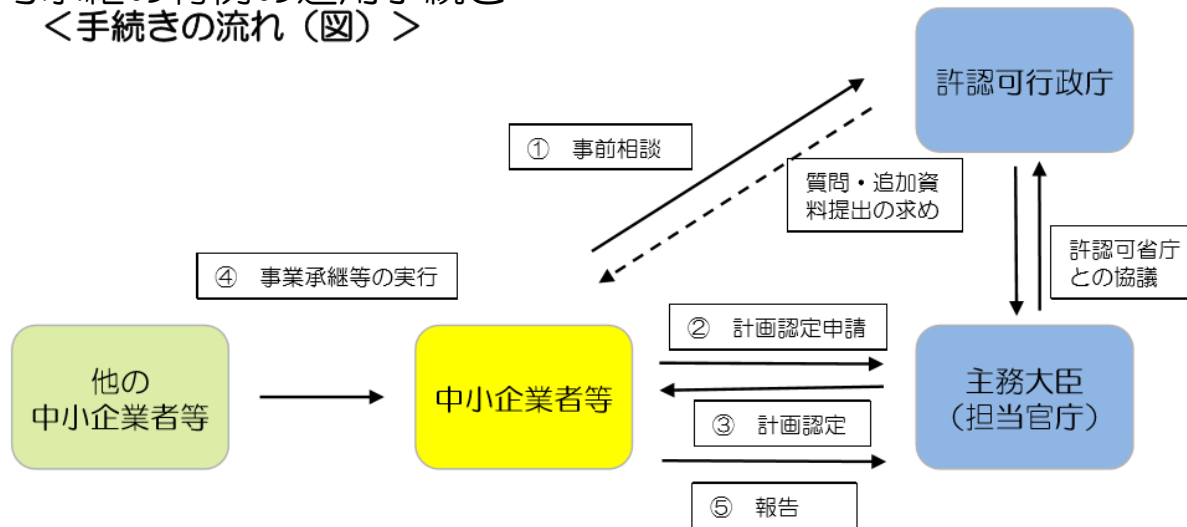
③事業譲渡の際の免責的債務引受けの特例

事業譲渡で債務を移転する場合は、債権者から個別に同意を得なければ、事業を譲り渡す企業は債務を免れません。他者から取得する経営資源を活用する取組みで計画の認定を受けた場合、債権者に対して通知（催告）して1ヶ月以内に返事が無ければ、債権者の同意があったとみなすことができます。

※この支援措置の適用対象は、「事業承継等」として、事業譲渡を行う場合であって、譲り渡す側の中小企業者が株式会社である時に限られます。

3. 経営力向上計画の具体的な支援措置（法的支援）

(2) - ①許認可承継の特例の適用手続き ＜手続きの流れ（図）＞



①事前相談

許認可を所管する行政庁への事前相談が必要です。

②計画認定申請

事業引き継ぎのスキームや許認可承継の特例を利用する旨など記載して申請する（許認可所管の行政庁の質問等には要請には対応）。

③計画認定

計画の認定を受け、認定書の交付を受け取ります。

④事業承継等の実行

認定計画通りに事業承継を実行します。譲り渡す側の業法上の許認可に係わる地位が、譲り受ける側の事業者を引き継がれます。

⑤報告

事業承継等を実行した後は、遅滞なく、計画認定を行った省庁に対して報告を行う必要があります。

3. 経営力向上計画の具体的な支援措置（法的支援）

(2) - ②組合発起人数の特例の適用手続き

●適用対象

他の事業者と経営資源を共同で利用することにより、生産性を向上させる取組みを行うため、経営力向上計画で下記組合の設立を記載した事業者

事業協同組合

企業組合

協業組合

●適用手続き

計画申請

組合設立の認可申請に先立って、組合の設立を内容に含む経営力向上計画を策定し認定を申請します。

計画認定

計画の認定を受け、認定の交付を受け取ります。認定を受けた後、2ヶ月以内に、組合設立の認可申請を行う必要があります。

組合設立の認可申請

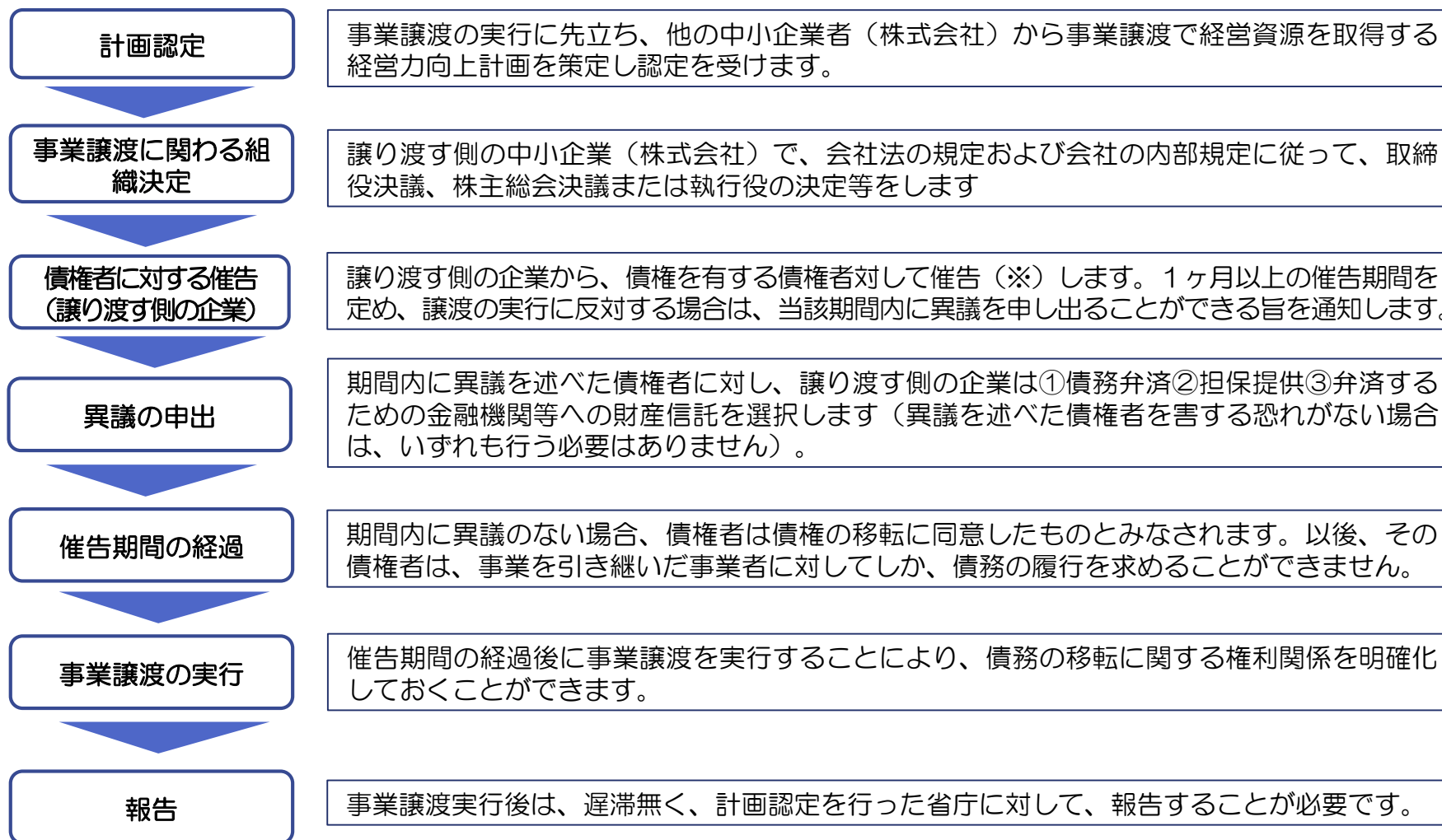
設立登記前に所管行政庁から設立の認可を受ける必要があります。通常書類に加えて、経営力向上計画の認定書、計画書の写しを添付することで、発起人が3人でも設立認可を受けることが可能です。

設立登記手続き

設立認可を受けた後、通常設立登記の手続きを行います。

3. 経営力向上計画の具体的な支援措置（法的支援）

(2) - ③事業譲渡の場合の債権者の異議の催告に関する適用手続き



※実行された場合に譲り渡す側の事業者に対して、債務の履行を請求できない（譲り受け側の事業者にしか債務の履行を請求できない）ことを債権者に催告します

4. 電気通信分野における 経営力向上計画

- ・ 電気通信事業法と経営力向上計画作成について
- ・ 「電気通信分野に係わる経営力向上に関する指針」で認定を受けた事業者数
- ・ 参考データ：電気通信事業者全体数の推移
- ・ 「電気通信分野に係わる経営力向上に関する指針」について
- ・ 「電気通信分野に係わる経営力向上に関する指針」で認定を受けた事例

4. 電気通信分野における経営力向上計画

● 「電気通信事業法」と経営力向上計画作成について

総務大臣から、経営力向上計画の認定を受けようとする事業が「電気通信事業法」で規定される「電気通信事業」であるか否かで、経営力向上計画作成の指針（方針）が異なります。

■ 電気通信事業法に規定する「電気通信事業」を行う

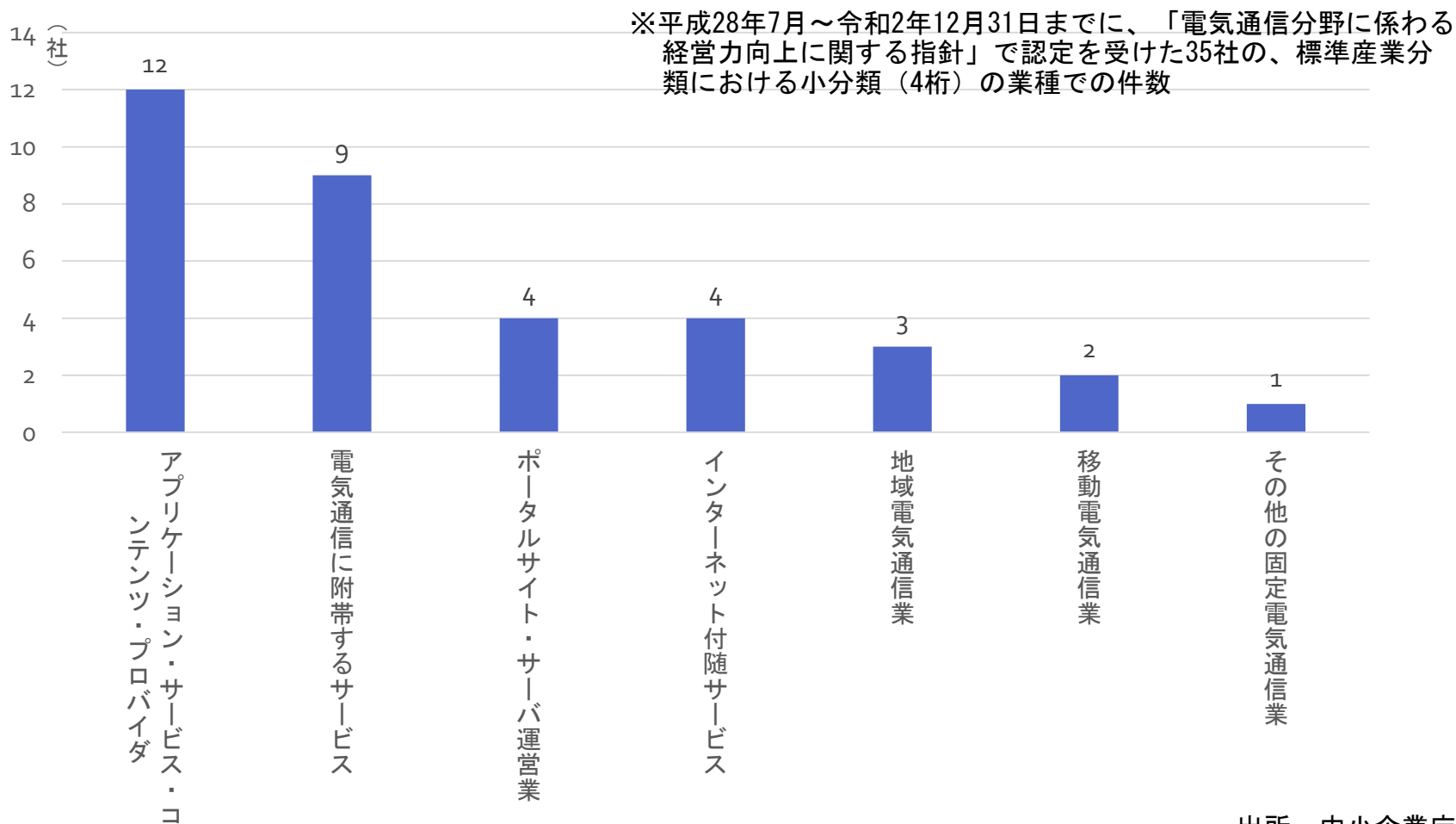
総務大臣が定める「電気通信分野に係る経営力向上に関する指針」の内容に沿って、経営力向上計画を作成する

■ 電気通信事業法に規定する「電気通信事業」以外の通信業又はインターネット附随サービス業を行う

総務大臣の認定を希望する場合は、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針」の内容に沿って、経営力向上計画を作成する

4. 電気通信分野における経営力向上計画

- 「電気通信分野に係わる経営力向上に関する指針」で認定を受けた事業者数
これまでの認定数合計では「アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイ
の申請が12社と一番多くなっています。

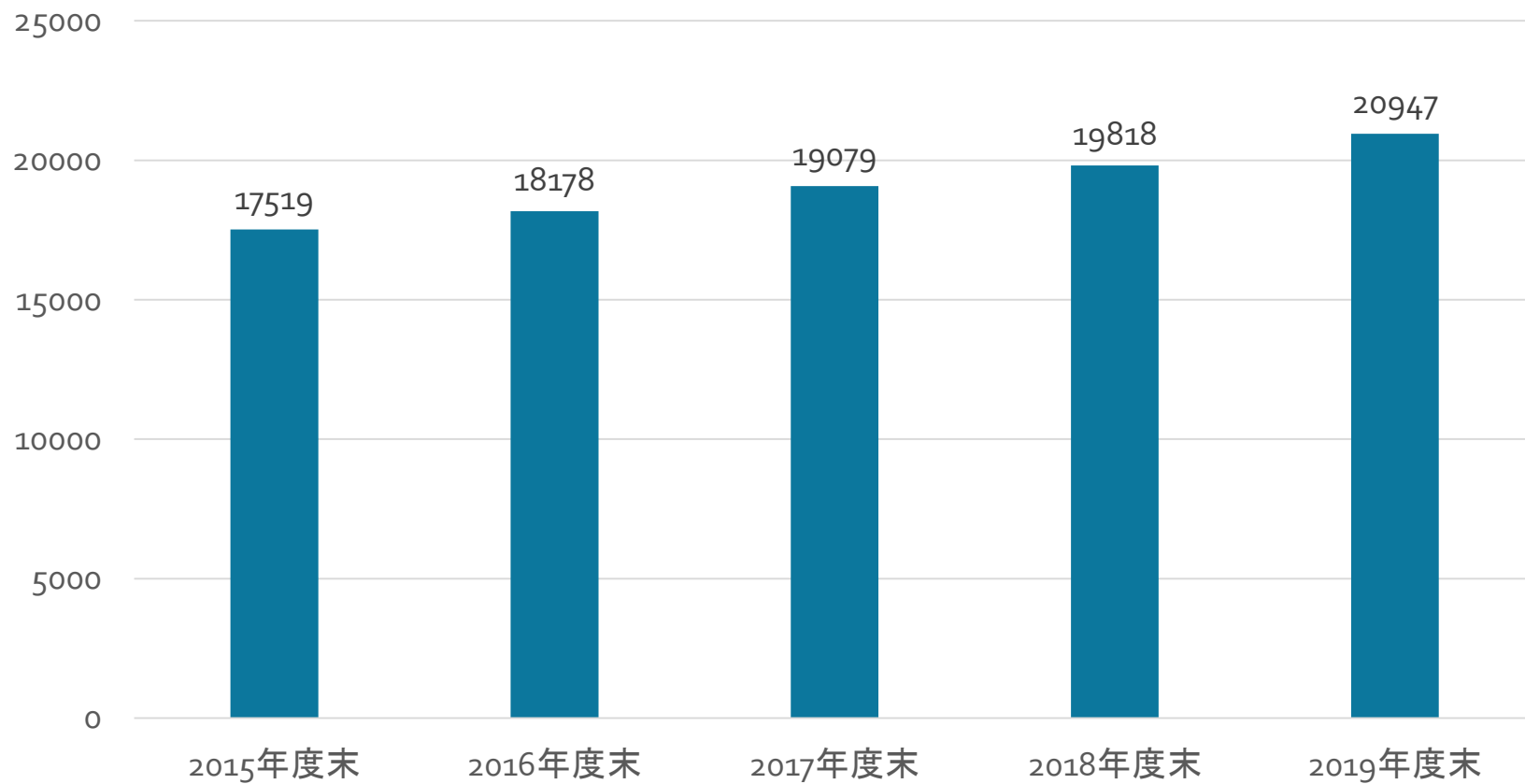


出所：中小企業庁

参考データ：電気通信事業者全体数の推移

電気通信事業者数は4年増加。2019年度末の電気通信事業者数は2万947者の増加（登録事業者数327社、届出事業者数2万620社）

出所：令和2年版通信白書



4. 電気通信分野における経営力向上計画

● 「電気通信分野に係わる経営力向上に関する指針」について

■ 経営力向上で要求される取り組み内容

イからヲまでに掲げる具体的事項を電気通信事業者の規模に応じて、経営力向上の取組を実施することと定められています。

1. 具体的事項

イ	サービス品質の向上	ト	社内管理システム等の効率化
ロ	関連サービス提供による提供サービス内容の拡大	チ	経営資源の組み合わせ
ハ	新たな技術を踏まえた新規サービスの展開	リ	収益モデルの改善
ニ	他の電気通信事業者等の設備を活用した事業展開	又	財務分析・マネジメントの強化
ホ	他の電気事業者等との連携等強化	ル	営業活動の強化
ヘ	省エネ・共同調達等によるコスト削減	ヲ	人材の確保・育成・定着等

2. 規模別の整理

(1) 現状所有する経営資源を利用する場合	小規模（常時使用する従業員の数が20人以下）	イ～トまでに掲げる事項のうち1項目以上、リ～ヲまでに掲げる事項のうち1項目以上の合計2項目以上
	上記以外	イ～トまでに掲げる事項のうち1項目以上、リ～ヲまでに掲げる事項のうち1項目以上の合計3項目以上
(2) 事業承継等により他の電気通信事業者等から取得・提供された経営資源を利用する場合	小規模（常時使用する従業員の数が20人以下）	イ～チまでに掲げる事項のうち1項目以上、リ～ヲまでに掲げる事項のうち1項目以上の合計2項目以上
	上記以外	イ～チまでに掲げる事項のうち1項目以上、リ～ヲまでに掲げる事項のうち1項目以上の合計3項目以上

4. 電気通信分野における経営力向上計画

● 「電気通信分野に係わる経営力向上に関する指針」について

■ 経営力向上計画の期間と指標

1. 計画期間

計画期間は3年、4年、5年間です

2. 経営指標

次の①②③のいずれかの指標を満たす計画であることが必要です。ただし①②に関しては事業内容によって弾力的な目標設定も許容されています。

(1) 現状所有する経営資源を利用する場合

(2) 事業承継等により他の電気通信事業者等から取得・提供された経営資源を利用する場合

中小企業者等が事業承継等（事業協同組合等の設立は除く）を行う場合は、事業の継続が困難である他の電気通信事業者等の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組みを支援対象とする。

(1) (2) の経営指標

①労働生産性（※1）	5年計画の場合、計画策定の前年と比較して、計画期間である5年後までの目標伸び率が2%以上、4年の場合は1.5%以上、3年の場合は1%以上の目標
②売上高経常利益率	5年間の計画の場合、計画策定の前年と比較して、計画期間である5年後までの目標伸び率が5%以上、4年間の場合は4%以上、3年間の場合3%以上の目標
③IPv6への対応	電気事業者が提供するサービスについて、IPv6未対応のものがある場合、計画期間の終了までに全てのサービスがIPv6に対応する目標

※1：営業利益・人件費・減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数または労働者数×1人あたりの年間就業時間）で除したもの。ただしMVNOやFVNOなど他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けてサービスを提供する事業形態に移行して経営力強化を図る場合は、減価償却費を除外して労働生産性を計算する柔軟な目標設定も可能

4. 電気通信事業分野における経営力向上計画

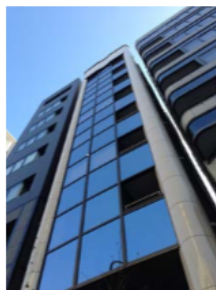
● 「電気通信分野に係わる経営力向上に関する指針」で認定を受けた事例

a2network株式会社（移動電気通信業／総務省認定／東京都）

○MVNO（仮想移動体通信事業者：Mobile Virtual Network Operator）として、主に海外在留邦人及びインバウンド中短期滞在者向けにサービスを提供している会社が、他社と差別化が可能な付加価値を提供するため、

－技術支援体制・販売体制の強化、新たな商品の開発及びバックオフィスの処理能力の強化を行う。

〈会社紹介〉



〈事業概要〉

- ・海外に在住する日本人が快適に生活するための支援
- ・ご法人の海外モバイル展開の支援協力



(HPより抜粋)

〈具体的な取組〉

○自社のMVNO事業の強化を図るため、技術や設備に関する所要の知識を有する又は習得しうる人材を採用することで技術支援力を強化するとともに、商品の販売体制の強化を行う。

（人材の確保・育成・定着等）

○MVNO事業に係る新たな商品の開発・提供を行う。
（他の電気通信事業者等の設備を活用した事業展開）

○顧客管理と課金等を司るバックオフィスシステムの改修により、自社のMVNO事業等の拡大に伴い求められる、処理能力の強化を行う。

（社内管理システム等の効率化）

※ 括弧内は「電気通信分野に係る経営力向上に関する指針」に掲げる経営力向上の具体的事項

4. 電気通信事業分野における経営力向上計画

● 「電気通信分野に係わる経営力向上に関する指針」で認定を受けた事例

ダブルフロンティア株式会社（インターネット附随サービス業／経済産業省・総務省認定／東京都）

世界最新のITソリューションを日本市場に導入し、事業を行う会社が、

- 財務分析の結果、既存事業の成長に加え、
- 世界最新のITソリューションを活用した自社ブランドサービスを独自開発、提供し、売上の増加、営業利益率の向上を図り、雇用を増加させながら労働生産性を向上させ、事業の拡大を図る。

〈会社紹介〉



IT Solution from World Wide

シリコンバレーをはじめとする世界最先端ITソリューション

これから日本でも時代がくる、一歩先を行く世界発ITソリューションを、当社が日本展開権を持ち、日本の皆様と共に提供します。

〈提供サービス例〉



（広告を表示させる代わりに携帯利用料金を安くするサービス）



（個人情報不要の位置情報シェアソリューションサービス）

〈具体的な取組〉

- 消費者（買い物弱者）、お買い物代行者（地元事業者や余暇利用でお買い物代行を行う個人）、小売事業者（地元の中小小売店やスーパー）の3者をクラウド上のプラットフォームで結びつけるシェアリングエコノミーの新サービスを開発する。
- 消費者のスマホから、お買い物代行者のスマホに指示が送られ、お買い物状況は位置情報システムでリアルタイムに把握できるというもの。消費者、お買い物代行者、小売業者のそれぞれの需要と供給をリアルタイムでマッチングするサービスを提供。

5. 経営力向上計画の 申請書記載例

- ・ 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）
- ・ 経営力向上計画の電子申請について
- ・ 経営力向上計画（電気通信分野）の問い合わせ先

5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

記載例（電気通信分野）

事業譲渡に伴う不動産取得税の軽減措置を希望する場合のみ、様式第2でご申請ください。なお、様式第2で申請する場合、申請書は都道府県経由で提出する必要があります。

様式第1、様式第2

経営力向上計画に係る認定申請書

平成〇〇年 〇月 〇日

〇〇総合通信局長 殿

官職名が記載されていれば、氏名を省略することが可能です。

住 所 〇〇県〇〇市〇〇3-2-1

名 称 及 び 〇〇〇〇株式会社

代表者の氏名 代表取締役 総務太郎 印

中小企業等経営強化法第13条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

認定申請の際には、以下の（備考）及び（記載要領）の記載は不要です。

（備考）

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第13条第5項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で経営力向上計画を実施する場合には、当該計画の代表事業者の名

■ 宛名

- 各地域を管轄している地方支分部局の長である、総合通信局長（沖縄県は総合通信事務所長）になります。
- 業を所管する省庁が複数ある場合は連名にします。

■ 申請者名

- 事業承継等を行う場合で、かつ単独で申請をする場合には、承継する側の事業者（買い手企業）が申請者となります。
- 共同申請の場合は、代表となる1社（者）について記載し、代表者以外の参加企業は、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載し押印します。

5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

(別紙)
経営力向上計画

1 名称等
事業者の氏名又は名称 〇〇〇〇株式会社
代表者の役職名及び氏名 代表取締役 総務太郎
資本金又は出資の額 8,000 万円 常時使用する従業員の数 35 人
法人番号 ***** 設立年月日 平成〇〇年〇月〇日

2 事業分野と事業分野別指針名
事業分野 { 37 通信業
3719 その他の固定通信業 } 事業分野別指針名 { 電気通信分野に係る経営力向上に関する指針 }
日本標準産業分類の中分類と細分類の番号及び項目名を記載してください。

3 実施時期
平成 30 年 7 月～平成 34 年 6 月
計画開始の月から起算して、①3年(36か月)、②4年(48か月)、③5年(60か月)のいずれかの期間を設定して記載してください。

■ 1.名称等

- ・ 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号（13桁）が指定されていない場合はそれぞれ記載不要です。

■ 2.事業分野と事業分野別指針名

- ・ 「事業分野」欄は、中分類（2桁）は37通信業を、細分類（4桁）は計画に係わる事業の属する事業分野を、標準産業分類で確認の上、細分類（4桁）コードと項目名を記載します。
- ・ 「事業分野別指針名」には、「電気通信分野に係わる経営力向上に関する指針」を記載します

■ 3.実施時期

- ・ 計画開始の月から起算して、3年、4年、5年のいずれかの期間を設定
- ・ 計画の溯及申請は2ヶ月が限度になります（経営力向上設備等の取得は実施期間内に行われる必要があります）。
- ・ 事業承継等に関する支援措置を利用する場合には、溯及申請はできません。

5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

■ 4. 現状認識①②

- ①欄は自社の事業等について記載します。また、事業分野別指針において、小規模に該当する場合は、自社が小規模である旨も記載します。
- ②欄は、顧客の数や主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強みや弱み等を記載します。

4 現状認識

①	自社の事業概要	個人及び法人向けにインターネット接続サービスを提供する他、電子メールサービス、セキュリティサービス、クラウドサービス等を提供している。
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	当社は、県内では、地域に根ざしたプロバイダーとして一定の知名度を有しており、インターネット接続サービスの契約数は、個人、法人合わせて約25,000契約に上り、その内のおよそ6割の顧客は、ウィルススキャンやアンチスパム機能等のセキュリティサービスも契約している。 また、当社では、固定回線向けのサービスも提供しているが、スマートフォンの普及等により、当該サービスの契約数は減少傾向となっており、さらに競合他社がFVNOを活用し、FTTH回線とインターネット接続サービスをセットで提供するサービスに係る営業活動を強化している状況もあり、近年では、既存顧客の他社サービスへの乗り換えも増加傾向にある。他方で、平成26年より提供を開始した法人向けのクラウドサービスについては、県内の中小企業のニーズが大きく、当該サービスの売上は増加傾向にある。

5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

■ 4.現状認識③

- ③欄は自社の規模や能力、改善可能性に応じて可能な範囲で分析し記載します。分析にあたっては、財務状況の分析ツール「ローカルベンチマーク」等も活用できます。ローカルベンチマークは経済産業省の下記のホームページを参照
http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

<p>③ 自社の経営状況</p>	<p>当社の全体の売上は、平成27年度は〇〇〇,〇〇〇千円、平成28年度は〇〇〇,〇〇〇千円、平成29年度は〇〇〇,〇〇〇千円となっており、年々増加傾向にあるものの、営業利益については、平成27年度は〇〇,〇〇〇千円、平成28年度は〇〇,〇〇〇千円、平成29年度は〇〇,〇〇〇千円となっており、ほぼ横ばいで推移している状況であり、以下のような課題が考えられる。</p> <p>① インターネット接続サービスとF T T H回線をセットで提供するサービスを有していないため、既存顧客の競合他社が提供するサービスへの乗り換えや新規顧客獲得の機会逸失が発生しており、主力サービスであるインターネット接続サービスの契約数の減少が拡大していること。</p> <p>② インターネット接続サービスに使用している設備が老朽化しており、最新設備と比較すると、メンテナンス等を含めた運用コストが増大していること。</p> <p>③ クラウドサービスに対するニーズが高まる一方で、関連技術やサービスモデル等に係る専門的な知識を持ち、顧客に効果的な提案を行うことができるスタッフが不足しており、早急に営業力の強化を図る必要であること。</p>
------------------	--

5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A 現状（数値）	B 計画終了時の目標（数値）	伸び率 $((B-A) / A)$ (%)
労働生産性	5,300 千円	5,450 千円	2.8%

※ 経営指標として「売上高経常利益率」又は「IPv6への対応」を選択する場合は、以下の記載例を参照してください。

（参考1）経営指標として「売上高経常利益率」を選択する場合

指標の種類	A 現状（数値）	B 計画終了時の目標（数値）	伸び率 $((B-A) / A)$ (%)
売上高経常利益率	3.0%	3.2%	6.7%

（参考2）経営指標として「IPv6への対応」を選択する場合

（「B 計画終了時の目標（数値）」欄に対応完了時期を記載）。

指標の種類	A 現状（数値）	B 計画終了時の目標（数値）	伸び率 $((B-A) / A)$ (%)
IPv6への対応		平成（ ）年（ ）月までに提供する全てのサービスについてIPv6対応を実施。 ※（ ）に該当する数字を記入	

■ 5.経営力向上の目標を及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

- 事業分野別指針を元に、指標の種類（労働生産性、売上高経常利益率、IPv6等）を選び、経営力向上計画の実施期間に応じた伸び率を記載します。
- 労働生産性、売上高経常利益率の場合は、「A現状」は計画開始直前の決算（実績）、「B計画終了時の目標」は計画終了直前決算（目標）を記載し、数値をもとに伸び率を計算します。
- IPv6は記載例のように記述します。

5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

6 経営力向上の内容

- (1) 現に有する経営資源を利用する取組 有 ・ 無
- (2) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組 有 ・ 無

事業承継の取組がない場合は（1）有（2）無と記載してください。
事業承継の取組がある場合は（1）有又は無、（2）有と記載してください。
なお、（1）無、（2）無との記載となることはなく、必ず（1）（2）どちらかが有もしくは両方有との記載になります。

■ 6.経営力向上の内容

事業内容によって、どちらかもしくは両方に○をつける必要があります

■ 6.経営力向上の内容

（2）他の事業者から取得したまたは提供された経営資源を利用する取組み

- 事業承継等により、他社から取得した経営資源を利用した取組を行う場合は「有」を選択します。

5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

(3) 具体的な実施事項

「事業承継等の種類」

事業承継等を伴う取組を行う場合には、該当する実施事項の欄に、以下の①～⑨のうち、該当する行為を記載してください。（事業承継等を伴わない場合には、斜線を引いてください。）

- ①吸収合併 ②新設合併 ③吸収分割 ④新設分割 ⑤株式交換 ⑥株式移転 ⑦事業又は資産の譲受け
⑧株式又は持分の取得 ⑨事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立

事業分野別指針の該当箇所	事業承継等の種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動への該当 (該当する場合は○)
ア ロ、二、ホ	/	FVNO制度を活用し、FTTH回線とインターネット接続サービスを組み合わせた自社ブランドのサービスを新たに導入する。 競合他社と同等のサービスを提供することにより、既存顧客の流出の抑止及び新規顧客の獲得の増加を図るとともに、既存顧客の新サービスへの移行を促進することにより、単位契約当りの売上の増加を図る。	○
イ へ	/	インターネット接続サービスの提供に要するルータ設備等の更改を行う。 最新設備を導入することにより、メンテナンスコストや消費電力等の運用コストの削減を図る。	
ウ チ	吸収分割	クラウドPBXサービスを当社では今まで扱っていなかったが、当該サービスのノウハウを持つA株式会社から吸収分割により当該サービス事業を引き継ぎ、今まで当社が扱ってきたクラウドサービスとのセットプランの提供を開始する。A社の従業員10人は継続雇用とする。	
エ ヌ、ル	/	クラウドサービスに係る営業担当者を対象とした社外研修を実施する。 研修を通じて関連技術やサービスモデル等に係る専門的な知識を習得させることにより、クラウドサービスに係る知識の全体的な底上げを図るとともに、クラウドサービスを活用した中小企業の課題解決に資するソリューションの提案力を強化し当該サービスの売上の増加を図る。	

■ 6. 経営力向上の内容 (3) 具体的な実施事項

- 「事業分野別の該当箇所」欄は、実施事項が事業分野別指針のどの部分に該当しているかを記載します（基本方針に基づいて計画を作成する場合、記載する必要はありません）。
- 事業承継等を伴う取組を行う場合には、「経営力向上計画策定の手引き」に記載している「事業承継の種類」から記載します。
- 「実施事項」欄は、経営力向上のための取組毎に具体的に記載します。新事業活動に該当する場合は、その理由を具体的に記載します。なお、事業承継等を伴う取組の場合は、事業承継等の実施と生産性向上との関係及び事業承継等に当たっての雇用への配慮について必ず記載します。
- 「新事業への該当」欄は、新事業活動（新商品の開発または生産、新役務の開発または提供など）となる取組に該当する場合には○をつけます。

5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 (1) 具体的な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
イ	経営力向上設備等費用	融資	11,600千円
ウ	分割対価	自己資金	1,000千円
エ	営業担当者研修	自己資金	1,200千円

単位も合わせて記載してください。
※添付する証明書等の単位により計算してください。

「証明書等」欄には、添付する書類
(貸借対照表や損益計算書)の名称等を記載してください。

(2) 純資産の額が零を超えること

純資産の合計額	証明書等
〇〇〇千円	貸借対照表

(3) EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること

EBITDA有利子負債倍率	証明書等
〇〇倍	貸借対照表、損益計算書

中小企業信用保険法の特例(※)による
金融支援措置を希望される場合のみ記載して
ください。
※他の中小企業者の事業用資産や株式取得に
伴う借入れに関して、経営者の個人保証を不要
とする措置

【EBITDA有利子負債倍率の計算について】
EBITDA有利子負債倍率＝
(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費)
※添付する証明書等の単位により計算してください。
※減価償却費には、ソフトウェアの償却や長期前払
費用償却等、無形固定資産の償却費も含まれます。
なお、EBITDAは営業利益を用いて算出するため、営業外費用
や特別損失に計上されている減価償却費は含めません。

■ 7(1) 経営力向上計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

- 「実施事項」欄には、「6.経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号（ア～エ）を記載します。
- 「使途・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な使途・用途を記載します。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金、リース等を記載します。
- 同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法毎に項目を分けて記載します。

■ 7(2) 純資産の額が零を超えること (3) EBITDA有利子負債が10倍以内であること

- 中小企業信用保険法の特例による金融支援措置（事業承継等に必要資金に関して経営者の個人保証を不要とする措置）を希望する場合にのみ記載します。

5. 経営力向上計画の申請書記載例（電気通信分野）

8 経営力向上設備等の種類

支援措置対象設備のみを記載し、想定している措置（国税A類型、国税B類型、国税C類型）に○を記載してください。なお、国税のA類型、B類型及びC類型を併用することはできませんのでご注意ください。

実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称/型式	所在地
1 イ	R2.11	国A・国B・国C	ルータ/ABC8800-R0	〇〇県〇〇市
2 イ	R2.11	国A・国B・国C	L3スイッチ/DEF4400-SW	〇〇県〇〇市
3				

各番号の設備の情報を続けて記載ください。

設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号等
1 機械装置	1,800千円	2	3,600千円	*****
2 機械装置	4,000千円	2	8,000千円	*****
3				

工業会等の証明書の整理番号や経済産業局の確認書の文書番号を記載してください。工業会等の証明書と経済産業局の確認書の両方を添付している場合は、それぞれの番号を記載してください。

設備等の種類別	設備等の種類	数量	金額（千円）
小計	機械装置	4	11,600千円
	器具備品	0	
	工具	0	
	建物附属設備	0	
	ソフトウェア	0	
合計		4	11,600千円

各設備の種類毎に数量、金額の小計を記載ください。

8.経営力向上設備等の種類

- 税制措置を活用する場合、この欄に記載します。
- 「取得年月」欄には、設備取得予定年月を記載します。「利用を想定している支援措置」欄の、想定している措置（国税A類型、B類型、C類型）に○をつけます。
- 「所在地」欄には、当該設備の設置予定地（都道府県・市区町村名）を記載します。
※同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が異なる際は、列を分けて記載します。
- 「設備等の種類」は各設備の減価償却資産の種類を記載します。
- 「証明書等の文章番号等」欄には、添付する①工業会等の証明書の整理番号や、②経済産業局の確認書の文書番号を記載します。

5. 経営力向上計画申請書の記載例（電気通信分野）

※以下の9番以降の項目については、6番の事業承継の取組がある場合のみ記載してください。

9 特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位

なし

特定許認可等の承継を希望する場合に記載してください。

10 事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容

事業承継等により取得する不動産について、所有権移転登記の登録免許税の軽減措置の適用を希望する不動産について記載してください。
「実施事項」欄には、「6 経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号を記載してください。当該不動産の登記簿に記載されている情報を記載してください。

(土地)

実施事項	所在地番	地目	面積 (㎡)	事業承継等の種類	事業又は資産の譲受け元名
ウ	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番地	宅地	320 ㎡	吸収分割	A株式会社
2					
3					

実施事項欄の記載、事業承継等の種類欄の記載は、いずれも6番の記載内容と整合性がとれているかご確認ください。
なお、事業承継等の種類が①吸収合併、②新設合併、③吸収分割、④新設分割、⑦事業又は資産の譲受けのいずれかの場合には登録免許税の軽減措置を受けることができます。

(家屋)

実施事項	所在家屋番号	種類構造	床面積 (㎡)	事業承継等の種類	事業又は資産の譲受け元名
ウ	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番地	RC造	240 ㎡	吸収分割	A株式会社
2					
3					

9. 特定許認可等に基づく被承継等中小企業者等の地位

- 事業承継等を行う場合であり、かつ、特定許認可等の承継を希望する場合に記載します。
- 許認可承継の特例を利用する場合には、対象となる許認可の所管行政府の申請窓口へ、事前に相談します（別途書類の提出が求められたり、許認可関連の審査に日数が必要になる場合もあります）

10. 事業承継等により、譲り受けまたは取得する不動産の内容

- 事業承継等により取得する不動産について、所有権移転登記の登録免許税軽減措置の適用を希望する不動産を記載します。
- 当該不動産の登記簿に記載されている情報を記載します。
- 「実施事項」欄、「事業承継等の種類」の記載項目は、「6.経営力向上の内容」で記載した実施事項の記号、事業承継の種類を記述します。

5. 経営力向上計画申請書の記載例（電気通信分野）

※不動産取得税の軽減措置を希望する場合は様式2を使用

<注意事項>

「11 事業又は資産の譲受けにより、譲受け又は取得する不動産の内容」については、様式第2のみ記載項目がありません（様式第1の記載項目は「10 事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容」までです）。

事業譲渡に伴う不動産取得税の軽減措置を希望する場合（様式第2でご申請いただく場合）のみ記載してください。

11 事業又は資産の譲受けにより、譲受け又は取得する不動産の内容

（土地）

	実施事項	所在地番	地目	面積（㎡）	事業又は資産の譲受け元名
1					
2					
3					

（家屋）

	実施事項	所在家屋番号	種類構造	床面積（㎡）	事業又は資産の譲受け元名
1					
2					
3					

■ 11. 事業または資産の譲受により、譲受けまたは取得を予定している不動産の内容

- 事業譲渡により取得する不動産で、不動産取得税の軽減措置を希望するものを記載します。
- 不動産取得税の軽減措置を利用する場合は、当該不動産の所在する都道府県庁を經由して申請します。
- 「実施事項」欄には、「6.経営力向上の内容」の実施事項毎の記号を記載します。
- 当該不動産の登記簿に記載されている情報を記載します。

6. その他

- ・ 経営力向上計画の電子申請
- ・ 経営力向上計画（電気通信分野）の問い合わせ先
- ・ 経営力向上計画の計画作成に関する相談窓口

6. その他（経営力向上計画の電子申請）

- 経営力向上計画の申請は、郵送だけでなく経営力向上計画申請プラットフォームから電子申請も可能ですが、経済産業部局や一部省庁（国土交通省、農林水産省、厚生労働省、環境省及び文部科学省）宛のものに現在は限られます。
 - 電子申請できない場合も、当プラットフォームで申請書を作成し、PDF出力することが可能です（申請書データが保存され、変更申請書作成時に活用できます）。
- ※経営力向上計画申請プラットフォームのログインには、政府が発行する共通アカウントの「GビズID」の取得が必要です

●経営力向上計画申請プラットフォーム

経営力向上計画申請プラットフォーム

中小企業者等による、
経営力向上計画の申請や
報告の手続きをサポート

制度のご紹介

経営力向上計画申請プラットフォームとは

中小企業者等による、経営力向上計画の申請や報告の手続きをサポートします。以下の提出書類の作成にご利用下さい。

- 「経営力向上計画に係る認定申請書」（経営力向上計画の認定（制度・変更）を受けられる方）
- 「経営力向上が行われたことに関する報告書」（所管大臣官庁認定の上乗付措置の適用を受けられる方）
- 「収益力強化設備（旧類型）に関する投資計画に係る実施状況報告書」（収益力強化設備（旧類型）に係る確認書の交付を受けた方）
- 認定経営革新等支援機関等お探しの方は以下の検索システムをご利用ください。
- 認定経営革新等支援機関 検索システム

※サイトのご利用には、Windows環境のMicrosoft Edge（最新版）... Google Chrome（最新版）を推奨しています。推奨環境以外でご利用された場合、表示や動作が正しく行われない可能性がありますので、ご注意ください。

登録済みの方
gBizIDでログイン

初めての方はこちら
gBizIDを作成

<https://www.keieiryoku.go.jp/>

6. その他（電気通信分野の経営力向上計画の問い合わせ先）

- 総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 データ通信課
電話：03-5253-5854

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/SME_support/index.html

※上記ホームページで申請書類、手引き書、Q&A集など関係資料がダウンロードできます

- 電気通信分野における経営力向上推進機関について
一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）

※認定経営力向上推進機関

（CIAJホームページ <http://www.ciaj.or.jp/>

6. その他（経営力向上計画の計画作成に関する相談窓口）

経営力向上計画の作成に関する相談窓口

「経営革新等支援機関」

もしくは

中小企業・小規模事業者のための経営相談所

「よろず支援拠点」

「よろず支援拠点」各都道府県の所在地は下記のホームページを参照

•<https://yorozu.smrj.go.jp/base/>

本日のまとめ

経営力向上計画の認定を受けた

中小・中堅企業は

国の優遇策を活用できるため

経営力の向上を有利にすすめられます